

しまね障がい者就労応援企業(しまね ゆめいくカンパニー)について

1. 認定制度の趣旨・目的

障がい者雇用に積極的な企業、障がい者施設等や重度障害者多数雇用事業所への物品等の発注に積極的な企業の社会的評価を高めるため、『しまね ゆめいくカンパニー』として認定し、県民の皆様にご紹介していきます。

2. 『しまね ゆめいくカンパニー』とは？

障がい者雇用に積極的に行う、又は障がい者施設等や重度障害者多数雇用事業所の物品・サービスを積極的に購入して施設利用者の工賃向上や重度障がい者の雇用に寄与するといった形で障がい者の自立支援に貢献している企業を、島根県が認定します。

『ゆめいく』とは『夢を育む』と『You make』を掛け合わせた造語、公募によって選ばれました。

3. 認定基準

次のいずれかの基準に適合する場合、認定の申請を行うことができます。

- (1) 障がい者雇用
 - ・ 法定雇用率（2.5%）の2倍の雇用率（5.0%）を達成している企業
 - ・ 障がい者雇用の義務のない企業については2名以上障がい者雇用している企業
- (2) 障害者就労支援事業所等からの購入
 - ・ 直近1年間において、複数の障害者就労支援事業所等（※）からの物品・サービスの購入金額が120万円以上（消費税等を除く。）の企業
 - （※）「障害者就労支援事業所等」・・・障害者就労継続A型、B型事業所、在宅就業障害者
- (3) 障がい者多数雇用事業所等からの購入
 - ・ 直近1年間において、複数の障がい者多数雇用事業所等からの物品・サービスの購入金額が600万円以上（消費税等を除く。）の企業
 - ・ 「障がい者多数雇用事業所等」・・・「しまねゆめいくカンパニー」(1) 障がい者雇用の上記要件をみたし、認定を受けている企業及び特例子会社

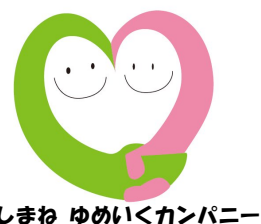
4. 認定申請

県障がい福祉課ホームページから申請書をダウンロードして必要事項を記入いただき、県障がい福祉課まで持参・郵送してください。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/ippan/shuurousien/yumeiku.html>

5. 認定カンパニーになると

- (1) 県ホームページ・広報誌等により認定企業のPRをします。
- (2) 認定カンパニーの皆様は、障がい者が働く社会づくりに貢献していると認められた企業であることをPRするため、認定シンボルマークを名刺・広告・ホームページ等に表示することができます。
- (3) 島根県まち・ひと・しごと創生資金（人材投資・働き方改革等生産性向上枠）の融資対象者となります。
- (4) 島根県が発注する建設工事に係る入札参加資格審査の際に加点があります。
- (5) 島根県が発注する庁舎の管理に関する業務及び電気供給業務に係る入札参加資格者名簿にゆめいくカンパニーであることが表記されます。
- (6) 島根県の物品の売買・借入れ等に係る入札参加資格者名簿にゆめいくカンパニーであることが表記されます。
- (7) 認定回数が連続3回（ブロンズ）、連続5回（シルバー）、連続7回（ゴールド）の認定を受け、有効期限が切れることなく、次回認定後に感謝状及び記念品を贈呈



6. 問い合わせ先

島根県健康福祉部障がい福祉課 地域生活支援スタッフ

〒690-8501 島根県松江市殿町1（県庁第二分庁舎1階）

TEL 0852-22-5225 FAX 0852-22-6687 E-mail shurou-syougai@pref.shimane.lg.jp